

議事日程(第3号)

令和元年6月13日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(8件)

議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 令和元年度木城町一般会計補正予算(第1号)(関係部分)

議案第38号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第41号 令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第42号 令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

2) 産業文教常任委員会付託議案(4件)

議案第32号 木城町森林環境整備基金条例の制定について

議案第37号 令和元年度木城町一般会計補正予算(第1号)(関係部分)

議案第39号 令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第40号 令和元年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第2 議員派遣の件

日程第3 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

日程第4 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(8件)

議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

議案第34号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 令和元年度木城町一般会計補正予算（第1号）（関係部分）

議案第38号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

2) 産業文教常任委員会付託議案（4件）

議案第32号 木城町森林環境整備基金条例の制定について

議案第37号 令和元年度木城町一般会計補正予算（第1号）（関係部分）

議案第39号 令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 令和元年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第2 議員派遣の件

日程第3 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

日程第4 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君 議事調査係長 内野宮克俊君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務財政課長	中井 諒二君
会計管理者	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	吉岡 信明君	教育課長	萩原 一也君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	藤井 学君	代表監査委員	桑原 正憲君

午前9時00分開議

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ちご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。これから本日の会議を開きます。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（神田 直人） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案8件、議案第33号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号令和元年度木城町一般会計補正予算（第1号）（関係部分）、議案第38号令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第41号令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第42号令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上、8件について、総務常任委員会の審査結果報告を、登壇の上求めます。委員長、真鍋博君。5番、真鍋博君。

○総務常任委員会委員長（真鍋 博君） 令和元年第3回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第76条の

規定により報告を行います。

審査期日は、6月11日から6月12日の2日間、総務常任委員会室において、委員5名が出席し、町長部局の課長以下関係職員の出席を求め議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第33号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第34号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第35号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第36号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第37号令和元年度木城町一般会計補正予算（第1号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第38号令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第41号令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第42号令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（神田 直人） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案4件、議案第32号木城町森林環境整備基金条例の制定について、議案第37号令和元年度木城町一般会計補正予算（第1号）（関係部分）、議案第39号令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第40号令和元年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上4件について産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、黒木泰三君。7番、黒木泰三君。

○産業文教常任委員会委員長（黒木 泰三君） 産業文教常任委員会に付託されました議案は4件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は6月11日、12日の2日間、産業文教常任委員会室において、11日は私が体調不良により欠席しまして、委員4名が関係職員から議案の説明を受け、12日は5名の全員が出席し、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第32号木城町森林環境整備基金条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第37号令和元年度木城町一般会計補正予算（第1号）（関係部分）、原案可決で

す。

次に、議案第39号令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第40号令和元年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（神田 直人） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第32号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、各常任委員会付託議案の11議案について、議案番号順に従い討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第32号木城町森林環境整備基金条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に

対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号令和元年度木城町一般会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長、産業文教常任委員長の報告は、ともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号令和元年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議員派遣の件

○議長（神田 直人） 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、別紙のとおり派

遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

日程第3. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・

新田原基地対策特別委員会委員長報告

○議長（神田 直人） 日程第3、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず総務常任委員長、真鍋博君。5番、真鍋博君。

○総務常任委員会委員長（真鍋 博君） 総務常任委員会として、特別に報告することはありません。

以上です。

○議長（神田 直人） 次に、産業文教常任委員長、黒木泰三君。7番、黒木泰三君。

○産業文教常任委員会委員長（黒木 泰三君） 産業文教常任委員会として、特に報告することはありません。

以上です。

○議長（神田 直人） 次に、議会運営委員長、原博君。10番、原博君。

○議会運営委員会委員長（原 博君） 議会運営委員会として報告することはありません。

○議長（神田 直人） 次に、議会広報編集特別委員長、中武良雄君。6番、中武良雄君。

○議会広報編集特別委員会委員長（中武 良雄君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会だより「きじょう」の編集作業のため、6月24日から7月12日にかけて、計4回の委員会を開催します。

原稿の作成に皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、紙面をつくるに当たり、議会の内容等をわかりやすく町民の皆様に興味を持っていただけるよう、作成に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（神田 直人） 次に、新田原基地対策特別委員長、原博君。10番、原博君。

○新田原基地対策特別委員会委員長（原 博君） 新田原基地対策特別委員会として報告する

ことはありません。

○議長（神田 直人） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第4. 各委員会の閉会中の調査

○議長（神田 直人） 日程第4、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員会委員長から所管事務の調査について、議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員会委員長から基地対策に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（神田 直人） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る6月7日に開会されて以来、本日までの7日間にわたり慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚く御礼申し上げます。

これで、令和元年第3回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。令和元年第3回木城町議会定例会、7日間にわたりましたご審議、まことにありがとうございました。上程をいただきました12議案、全て原案のとおり可決及び同意をしていただきました。厚くお礼を申し上げたいと思います。

今回、肉付けいたしました補正予算であります。当初予算とあわせまして、今後町の振興と住民の福祉向上に一層努力してまいります。

なお、一般質問の中ではご意見、ご提言、気づきをたくさんいただいたところであります。しっかりと受けとめ、職員一丸となって、これからの町政運営に生かさせていただきたいと思っております。

今後とも議員各位を初め町民の皆様のご協力とご支援、ご指導をよろしくお願いいたします。

当面の諸行事につきましては、お手元に配付をしてございます。

喫緊には6月22日土曜日午前7時から、第64回木城町消防操法大会が中川原のコミュニティ多目的広場で開催をされます。ご出席をいただきまして、消防団員に激励とねぎらいをしていただければ大変ありがたいと思います。

ご承知のように、空梅雨の様相でありますけれども、これからが梅雨本番となり、大雨による災害発生も危惧をしているところであります。職員一同、常在危機の意識を持って行動してまいり所存でありますし、町民にもコスモス通信等により注意喚起を図ってまいります。

改めまして、第3回議会定例会、ありがとうございました。

○議長（神田 直人） 議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労様でした。

午前9時27分閉会
